

伊予市公告第 5 0 号

公募型プロポーザルの公告

なかやま野外音楽広場の指定管理者の選定に当たり、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

伊予市長 武 智 邦 典

1 指定管理概要

(1) 対象施設名

なかやま野外音楽広場
(愛媛県伊予市中山町中山戊 734 番地)

(2) 指定管理期間

令和 9 年 4 月 1 日 から 令和 14 年 3 月 31 日 まで

(3) 指定管理料 (予算)

指定管理料は年間年間 396, 000 円 (税込)、5 年間総額 1, 980, 000 円 (税込) を上限とする。

2 参加資格

本公募に参加できる者は、法人その他の団体 (以下「団体」という。) であって、申請書の提出期限から指定管理者の指定の日までの間において、次に掲げる要件のいずれにも該当しない者とする (※個人での参加は不可とする。)

(1) 法律行為を行う能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 2 項 (同項を準用する場合を含む。) の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

(4) 国税及び地方税を滞納している者

(5) 伊予市暴力団排除条例 (平成 23 年伊予市条例第 30 号) 第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当する者

(6) 過去 3 年以内に地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

- (7) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
- (8) 共同企業体（コンソーシアム） ※JV を認める場合のみ記載
複数の団体で構成する共同体を結成して参加する場合は、代表団体及び構成団体が上記(1)から(7)までの要件を満たすとともに、別途定める協定書（案）を提出できること。

3 審査方法

指定管理者の選定は、伊予市指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則（平成 17 年市規則第 142 号）第 5 条に基づく選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次の基準に照らし、書類審査及びプロポーザルによる総合評価を行う。

(1) 選定基準

審査項目	評価の視点・内容	配点
基本方針 業務計画	【設置目的、業務目的の理解とサービス向上、集客策】	25 点
	・施設の設置目的を的確に理解しているか	
	・野外広場の特性を活かした独自の方針が明確か	
	・利用促進、利用者満足度の向上に向けた方策	
	・集客策が提案されているか	
実施体制 労働環境	【組織体制と労働環境の確保】	25 点
	・安定した施設運営を行うための人員配置・シフトか	
	・野外施設特有の気象変化や事故等に対する安全管理体制	
	・従業員の処遇改善や研修等に積極的に取り組んでいるか	
収支計画 コスト提案	【収支・売上・経費縮減】	20 点
	・収支計画、事業費内訳、明細等	
	・経費の妥当性、積算根拠の明確さ、収支計画の実現性	
施設運営	【維持管理とサービス向上】	20 点
	・清掃、保守点検等の維持管理計画は適切か	
	・利用者の利便性向上（予約・受付の工夫等）	
	・ステージ、自然・緑地の適切な日常メンテナンス計画	
地域貢献	【地域貢献・独自提案】	10 点

波及効果	・魅力的な自主事業（イベント等）が企画されているか。	
	・地域団体、市内事業者との連携が図られているか	
	・当該団体ならではの付加価値提案があるか	

(2) 審査等

ア 候補者の決定

選定委員会の審査・評価に基づき、総合得点の最上位者を指定管理者候補者として選定する。ただし、総合得点が同点となった場合は、基本方針及び業務計画に関する評価点が高い者を上位とする。なお、これにより順位が定まらない場合は、選定委員長の決定により順位を決定するものとする。

イ 次点者の取扱い

候補者が参加を辞退した場合、参加資格を喪失した場合、又は基本協定の締結に至らなかった場合は、次点者を候補者として繰り上げる場合がある。

ウ 配点総計 6 割未満について

評価合計点が配点総計の 6 割未満の申請者は、受注能力を有しないと判断し、不選定とする。

(3) 審査対象の除外

申請者が次のいずれかに該当した場合は、審査の対象外（失格）とする。

ア 申請書類提出期間に所定の書類が整わなかった場合

イ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合

ウ 申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合

エ 申請書類に虚偽又は不正があった場合

オ 理事者、選定委員会委員又は関係職員に個別に接触した場合

カ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

キ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合

ク その他不正な行為があった場合

(4) 傍聴等について

応募者の有するノウハウの保護及び公正な審査を担保するため、傍聴及び録音・録画は原則認めない。

(5) 候補者の決定

市長が指定管理者の候補者を決定したときは、審査該当者全員に書面で通知するとともに、市ホームページ等において公表する。

4 手続き等の日程

項目	日時
----	----

公募開始	令和８年９月１日
現地説明会参加申込み 受付期間	令和８年９月１日から 令和８年９月１８日まで
現地説明会	令和８年９月２９日
質問受付期間	令和８年９月３０日から 令和８年１０月６日まで
質問への回答	令和８年１０月９日 市ＨＰで公表
申請書類の受付期間	令和８年１０月１３日から 令和８年１０月２２日まで
プレゼンテーション実施の案内	令和８年１０月２９日
プレゼンテーション実施日 選定委員会	令和８年１１月４日
資格審査	令和８年１１月４日
候補者選定結果通知	令和８年１１月１３日
市議会での議決・指定の告示	令和８年１２月（予定）
基本協定等の締結	令和９年３月（予定）
指定管理の開始	令和９年４月１日

５ 協定締結

伊予市と指定管理者は、指定管理者の指定後速やかに、伊予市と指定管理者が締結する協定の内容その他指定管理者が行う管理業務に必要な事項を協議し、指定の期間を通じての管理業務を定める基本協定と年度別協定を締結する。

６ その他

担 当 部 署：伊予市企画振興部商工観光課

電 話 番 号：089－982－1120

メールアドレス：syokokanko@city.iyo.lg.jp